

組織的な大学院教育改革推進プログラム書面審査基準

平成21年4月9日
組織的な大学院教育改革推進
プログラム委員会

組織的な大学院教育改革推進プログラムの書面審査において共通理解の下、専門的な見地からの厳正な評価を行うため、審査項目ごとの審査基準等を定めるものである。

書面審査は、ヒアリング対象教育プログラムの選定に非常に重要な役割を果たすものであることに留意しなければならない。

I. 書面審査の進め方

書面審査は、組織的な大学院教育改革推進プログラム審査要項（以下「審査要項」という。）の「I. 審査方針」の「審査の観点」に留意しつつ、評価を行う。

1. 書面審査項目ごとの評点

下記IIの書面審査項目(1)～(13)の項目ごとに「審査の観点」に照らして、評点を以下の4段階の区分により判断する。

【書面審査項目の評点】

評点区分	評 価
a	・非常に優れている。
b	・優れている。
c	・妥当である。
d	・不十分である。

なお、各書面審査委員の付した評点は点数化の上、平均値を求め、分野別審査部会におけるヒアリング対象の選定に際しての合議審査の参考資料とするため、必ず記入すること。

2. 書面審査に当たっての留意点

(1) 全般的な留意点

本プログラムは、各大学院における各課程（博士課程、修士課程）、専攻等の人材養成目的に即した教育研究体制の構築や教育研究活動を行う意欲的かつ優れた取組を重点的に支援するとともに、それらの事例を広く社会に情報提供し、我が国の大学院教育の改善・充実に資することを目的とした事業である。

したがって、審査は、こうしたプログラムの制度の目的に照らして、特に以下の諸点に留意しつつ、実施することとする。

- 大学院教育の実質化が図られ、国際的に魅力ある大学院教育が展開・実現されるかという視点から、将来性なども考慮し、コースワークの充実、国際的教育環境の整備状況等、これまでの教育活動等の実績も加味しつつ、審査を行う。また、専攻等の規模にとられず、各大学の個性や特色にも十分着目する。

○ 審査は、当該研究科・専攻が掲げる人材養成目的に照らして、①支援期間終了までに達成を目指す教育上の目標が設定されており、それを実現するための組織的・体系的な課程となっているか②学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門的能力）やプロジェクトの企画などのプランニング能力、実験を管理するためのデザイン能力等の大学院生がコースワーク修了時に身に付けるべき能力が示され、それを実現するための組織的・体系的な課程となっているか、③教育プログラムが大学院教育の実質化に資するものとなっているか、④支援期間終了後も、継続的な教育研究活動が期待できるものとなっているかという視点から審査を行う。

したがって、取組の新規性に過度にとらわれることなく、他の大学の取組と比して特色があるかどうかという視点で審査を行うのではなく、あくまでも当該大学の個性や特色を活かしつつ、その人材養成目的を実現するために有為な教育プログラムとなっているかどうかという視点から審査を行うこととする。

○ 本プログラムは、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を行う意欲的かつ優れた取組への重点的な支援を目的としており、研究プロジェクトに対する支援ではない。また、個々の教員の研究活動（水準）に着目して評価するものでもない。

教員の研究活動に関するデータ（主な発表論文や、外部資金の獲得状況等）については、人材養成目的に沿って教育課程を展開する上で必要な教育上の指導能力（担当科目との適合性、研究指導能力）等を判断する上での参考資料として活用することとする。

○ 他の大学と連携する教育プログラムの場合は、当該連携により、関連する分野の基礎的な素養の涵養を図るためのコースワークを行うものであるかについて評価する。

(2) 各評点の件数

「書面審査項目ごとの評点」（以下「評点等」という。）は、専攻等が掲げる人材養成目的に照らして付すこととするが、下表に示した視点1、視点2の合計点の割合及び4つの区分のバランスに配慮しながら合計点を調整すること。

視点1、視点2の合計点	割合
70点以上	〇〇%以内（別途定める）
50点以上	
30点以上	
30点未満	〇〇%以内（別途定める）

(3) 各評点の所見等

① 書面審査の所見は、分野別審査部会における合議審査の際の極めて重要な判断材料となるため、どの点が優れている点なのか又はどの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

② また、書面審査項目の記載の不備、誤記入等により判断ができない場合は、評点を「d」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。

(4) その他

申請経費の合理性等

申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要不可欠なものであるかについて、確認し、不明確な点等がある場合は、「コメント」欄に記入すること。

※計画調書における参照データ等

11 支援期間における各経費の明細

Ⅱ. 書面審査項目及び審査の観点

視点1. 研究科・専攻の教育の課程（大学院教育の実質化への取組）

書面審査項目(1) 人材養成目的の明確化〔計画調書 9-(1)〕

研究科・専攻における人材養成目的の明確化が図られているかどうかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

【観点①】人材養成目的が学則等において具体的に明示され、組織的に共有されているか

【観点②】身に付けさせる知識・技能は明確になっているか。

※計画調書における参照データ等

12-(4) 大学院学生の就職・進学状況

書面審査項目(2) 目的に沿った体系的かつ具体的な教育課程の編成〔計画調書 9-(2)〕

目的に沿った体系的な教育課程が編成されているかどうかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

※審査に当たっては、各分野の特性にも配慮。

【観点①】書面審査項目(1)【観点②】の知識・技能をコースワークの充実等により体系的に身に付けさせ、大学教育の実質化及びこれを通じた国際的教育環境の醸成に資する教育課程が具体的に示されているか。

【観点②】学位授与までの教育のプロセス管理がなされているか。

【観点③】履修指導、講義・実習・実験等の授業形態の組合せ、少人数教育・フィールド授業、情報機器の活用、複数教員による研究指導などの教育方法の工夫がなされているか。

※計画調書における参照データ等

履修プロセスの概念図

13-(1) 課程の人材養成目的に即した人材を養成するための履修モデル

書面審査項目(3) 教員組織の整備等〔計画調書 9-(3)の項目を評価〕

目的に沿った体系的な教育課程を提供するための教員組織が整備されているかどうかを以下の観点を検討しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

【観点①】教育研究上必要な教員（研究指導教員及び研究指導補助教員を含む）が配置されているか。

【観点②】教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、若手教員や女性教員の活躍促進のための支援、教員の流動性の向上、外国人教員の確保、教育評価の人事処遇への反映方法など）が講じられているか。

※計画調書における参照データ等

7 教員組織の構成

8 専攻の入学定員等

12-(6)組織としての外部資金の獲得状況

13-(2)担当教員・開講科目一覧

書面審査項目(4) FDの実施体制等〔計画調書 9-(4)の項目を評価〕

目的に沿って教育内容・方法を改善するための組織的な研究・研修（FD）の実施体制等が整備されており、具体的な展開が予定されているかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

書面審査項目(5) 成績評価基準等の明示〔計画調書 9-(5)の項目を評価〕

厳格な成績評価と評価基準の明確化のための体制・方法が確立されているかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

書面審査項目(6) 学生に対する修学上の支援〔計画調書 9-(6)の項目を評価〕

学生に対する修学上の支援は適切に行われているかどうかを以下の観点を検討しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

【観点①】他大学出身の学生や社会人、留学生などに対して補完的な教育を行うなど学生の流動性を向上させる方策を実施しているか。

【観点②】学生への経済的支援が適切に行われているか。

【観点③】キャリアパス形成に関する指導が適切に行われているか。

【観点④】他大学出身の学生や社会人、留学生などの受け入れや学生の海外派遣を積極的に行うなど、多様な学生が切磋琢磨し、人材の流動性を向上させる環境が整備されているか。

※計画調書における参照データ等

12-(1) 大学院学生の在籍及び学位授与状況

12-(2) 大学院学生への経済的支援

12-(3) 大学院学生の学会発表、論文発表数

12-(4) 大学院学生の就職・進学状況

書面審査項目(7) 自己点検・評価体制の整備〔計画調書 9-(7)の項目を評価〕

自己点検・評価体制が構築されているかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

書面審査項目(8) 情報提供体制の整備〔計画調書 9-(8)の項目を評価〕

積極的な情報提供（目的、魅力ある教育内容・方法、自己点検・評価結果など）を行うための体制が整備されているかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

視点2. 教育プログラム

書面審査項目(9) 教育プログラムの適合性〔計画調書 10-(1)-①〕

書面審査項目(1)で示された人材養成目的及び教育の課程に沿った教育プログラムであるかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

書面審査項目(10) 教育プログラムにより養成される人材像〔計画調書 10-(1)-②〕

社会に求められる高度な人材が育成されるプログラムであるかどうかを以下の観点を検討しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

【観点①】 特定分野における知識・技能だけでなく、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培うプログラム、学生の自立的な研究遂行能力やプロジェクトの企画などのプランニング能力、実験を管理するためのデザイン能力を高めるプログラム、理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを活用する能力を身に付けさせる教育プログラム、英語力の涵養による国際的コミュニケーション能力を向上させる教育プログラム等、社会に求められる高度な人材が養成されるプログラムであるか。

書面審査項目(11) 教育プログラムの実現性〔計画調書 10-(1)-③、10-(1)-④〕

体系的なコースワークの充実等による効果的かつ実現性の高いプログラムが具体的に示されているかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

書面審査項目(12) 達成を目指す教育上の目標とその達成のための方策〔計画調書 10-(1)-⑤〕

書面審査項目(1)で示された人材養成目的に即して支援期間終了までに達成を目指す教育上の目標（教育プログラムの成果を表す数値目標を含む）が設定され、その達成のための方策が具体的に示されているかどうかを判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

書面審査項目(13) 支援期間終了後の展開〔計画調書 10-(1)-⑥〕

大学全体の中での位置づけが明確となっており、支援期間終了後の継続的な展開が期待でき、波及効果が認められるものとなっているかどうかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

【観点①】 支援期間終了後、大学による自主的・恒常的な展開が期待でき、その後の改善充実のための方策が示されているか。

【観点②】 我が国の大学院全体の教育の実質化に波及効果が認められるものとなっているか。

書面審査結果（評点）の取扱い等について

組織的な大学院教育改革推進プログラムの書面審査基準等に基づく、書面審査委員による個別書面審査の結果は、以下により、視点・項目ごとにその評点を集計し、分野別審査部会において、それぞれの定性的なコメントとともに、教育プログラムの選定の際の判断の目安として用いる。

1. 個別書面審査の視点・項目ごとの評点

各書面審査委員の評点区分を以下により、換算する。

【評点の基本的考え方】

- 視点1、視点2を各50点満点とし、計100点満点とする。
- 視点1及び視点2の各項目については、下記の各項目のそれぞれの重要性に鑑み、評点に重み付けをし、4段階評価の評点区分（a、b、c、d）を以下により換算する。

視点1：専攻等における教育の課程（大学院教育の実質化への取組）【50点満点】

- (1) 人材養成目的の明確化（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）
- (2) 目的に沿った体系的かつ具体的な教育課程の編成（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）
- (3) 教員組織の整備等（a = 5点, b = 3点, c = 1点, d = 0点）
- (4) FDの実施体制等（a = 5点, b = 3点, c = 1点, d = 0点）
- (5) 成績評価基準等の明示（a = 5点, b = 3点, c = 1点, d = 0点）
- (6) 学生に対する修学上の支援（a = 5点, b = 3点, c = 1点, d = 0点）
- (7) 自己点検・評価体制の整備（a = 5点, b = 3点, c = 1点, d = 0点）
- (8) 情報提供体制の整備（a = 5点, b = 3点, c = 1点, d = 0点）

視点2：教育プログラム【50点満点】

- (9) 教育プログラムの適合性（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）
- (10) 教育プログラムにより養成される人材像（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）
- (11) 教育プログラムの実現性（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）
- (12) 達成を目指す教育上の目標とその達成のための方策（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）
- (13) 支援期間終了後の展開（a = 10点, b = 6点, c = 2点, d = 0点）

2. 視点・項目ごとの評点の平均値

上記により付した書面審査委員の評点を基に、当該審査案件ごとに審査を担当した委員数により除し、平均値を求め、合議審査等の際の採択の判断の目安として用いる。

また、分野別審査部会の合議審査に際して、個々の書面審査委員の評点が著しく乖離している場合は、評点の平均値にとらわれることなく、それぞれの審査結果を十分加味しつつ、慎重に合議審査を行うこととする。

なお、この平均値は非公開とし、部会長会議及び各分野別審査部会限りの資料とする。

組織的な大学院教育改革推進プログラム 書面審査表

[分野名: _____]

[作成委員名: _____]

機 関 名	整理番号
研究科・専攻名	
教育プログラムの名称	
取組実施担当者	

評点区分 (評価項目(1)～(13)共通)

a	・非常に優れている。
b	・優れている。
c	・妥当である。
d	・不十分である。

1. 研究科・専攻における教育の課程 (大学院教育の実質化への取組) の評点【視点1】

(1) 人材養成目的の明確化 [計画調書 9-(1)の項目を評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

(2) 目的に沿った体系的かつ具体的な教育課程の編成 [計画調書 9-(2)の項目を評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

(3) 教員組織の整備等 [計画調書 9-(3)の項目を評価]

a (5点) b (3点) c (1点) d (0点)

(4) F Dの実施体制等 [計画調書 9-(4)の項目を評価]

a (5点) b (3点) c (1点) d (0点)

(5) 成績評価基準等の明示 [計画調書 9-(5)の項目を評価]

a (5点) b (3点) c (1点) d (0点)

(6) 学生に対する修学上の支援 [計画調書 9-(6)の項目を評価]

a (5点) b (3点) c (1点) d (0点)

(7) 自己点検・評価体制の整備 [計画調書 9-(7)の項目を評価]

a (5点) b (3点) c (1点) d (0点)

(8) 情報提供体制の整備 [計画調書 9-(8)の項目を評価]

a (5点) b (3点) c (1点) d (0点)

【視点1 コメント】

<特に優れた点>

<改善を要する点>

2. 教育プログラムの評点【視点2】

(9) 教育プログラムの適合性 [計画調書 10-(1)-①の項目を評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

(10) 教育プログラムにより養成される人材像 [計画調書 10-(1)-②の項目を評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

(11) 教育プログラムの実現性 [計画調書 10-(1)-③、10-(1)-④の項目を合わせて評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

(12) 達成を目指す教育上の目標とその達成のための方策 [計画調書 10-(1)-⑤の項目を評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

(13) 支援期間終了後の展開 [計画調書 10-(1)-⑥の項目を評価]

a (10点) b (6点) c (2点) d (0点)

【視点2 コメント】経費面を含め、お気づきの点等についてご記入ください。

<特に優れた点>

<改善を要する点>

<申請経費の妥当性>